

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	6	第2	3				事業所税	本事業の事業実施場所である越谷市は事業所税の課税団体ですが、本事業にて維持管理業務を実施する小中一貫校の(仮称)蒲生学園については、資産割りの課税対象には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.45の回答を参照ください。
2	9	第2	9				事業スケジュールの「維持管理期間」	蒲生学園の維持管理期間は、新校舎等の引渡し日より開始と記載があります。校庭等については別途、校庭等の引渡し日を維持管理期間の開始日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	9	第2	11				事業者の収入	SPCの設立・運営に係る費用は、「設計及び建設・工事監理業務の対価」に含まれるという理解でよろしいですか。	SPCの設立に関する費用は「設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」、SPCの運営費用は「維持管理業務のサービスの対価」となります。
4	11	第3	1		①		入札参加グループ	「入札参加グループは代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とすること。」と記されています。以上の記述に協力企業は含まれておりません。記述はありませんが、参加要件を満たしている各業務を行う者(SPCから業務を受託する者)である協力企業も、一般的なPFI事業と同様に、入札参加グループを構成する立場と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	11	第3	1		④		特別目的会社(SPC)の設立	本入札説明書・当該箇所の記述では、落札者として選定された入札参加者は、代表企業及び構成企業の出資により、特別目的会社(SPC)を仮事業契約締結までに設立する旨が記されていますが、基本協定書(案)では「事業予定者」という語が用いられ、さらに事業契約書(案)では契約当事者として「事業者」の語が用いられています。この違いについて協定書締結時は議決前であるのに対し、契約書締結時は議決後の決定事項のため「事業者」という用語を使用しているという認識でよろしいでしょうか。	基本協定締結時点では、本事業の実施主体となる特別目的会社(SPC)が設立前のため「事業予定者」と表記し、事業契約締結時点では設立された特別目的会社(SPC)と市で契約締結のため「事業者」と表記しています。
6	11	第3	1		⑥		代表企業及び構成企業以外のSPCへの出資	代表企業及び構成企業以外のSPCへの出資を出資額全体の50%未満を条件に認めることとされていますが、その意図をご教示願います。また、どのような企業等の第三者出資を念頭に置かれた記述かについて併せてご教示ください。	前段:代表企業及び構成企業以外の者がSPCの出資者となる可能性を排除しないためです。 後段:市で特段想定したものはございません。
7	11	第3	2				代表企業の越谷市物品購入等入札参加資格を証する書類の添付について	設計、建設、工事監理及び維持管理業務を行わない企業は、越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱(平成12年3月31日告示第52号)第2条に規定する入札参加資格を有する者であることを証する書類の写しの添付は不要との認識でよろしいでしょうか。仮に添付が必要な場合、どの様式の後ろに添付すればよいかご教示の程よろしくお願い致します。	設計、建設・工事監理及び維持管理業務を行わない企業については、様式2-6に「越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱(平成12年3月31日告示第52号)第2条に規定する入札参加資格を有する者であることを証する書類の写し」を添付ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
8	14	第3	4				建設業務を行う者の資格	入札説明書には、“①令和3・4年度越谷市建設工事等入札参加資格者として、建設工事の業種に登録があること。”と記載がありますが、弊社は現在随時申請中で令和4年3月1日付で資格交付され有資格者となる予定です。 令和4年3月1日に有資格者になることで、上記①を満たすという認識で宜しいでしょうか。	入札説明書 第3-8に示すとおりです。入札参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受領した日となります。
9	17	第4					入札等のスケジュール	落札者の決定から基本協定及び仮事業契約の締結までのスケジュールが非常に短いように思えます。基本協定締結から、仮事業契約まで1.5ヶ月～2ヶ月程の期間をいただきたく、9月下旬の事業契約の締結(市議会の議決)に間に合うように、例えば落札者決定の期日を1ヶ月程(6月上旬)早めていただくことは可能でしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.3の回答を参照ください。
10	17	第4					入札等スケジュール	落札者の決定及び公表が7月上旬であり、仮事業契約の締結が基本協定書(案)第6条により8月10日までとなっております。期間が短すぎて、契約に向けた事業者側の手続が困難なため、落札者の決定・公表を1ヶ月程度前倒し頂けませんでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.3の回答を参照ください。
11	17	第4					入札等のスケジュール	落札者決定から基本協定締結までの期間が非常に短期の為、構成企業の契約などに向けた手続が困難なため、落札者の決定を早めに調整頂きたい。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.3の回答を参照ください。
12	17	第4					入札等スケジュール	落札者の決定および公表(令和4年7月上旬)から基本協定の締結～事業契約の締結(令和4年9月下旬)とスケジュールの記載がありますが、かなりの短期間で契約まで完了するという認識です。事業者側としては、契約までの手続きをまとめるのに時間を要するため、その点を考慮頂き公表時期を早めて頂く事は可能でしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.3の回答を参照ください。
13	17	第4					入札等のスケジュール	落札者決定から基本協定及び事業契約の締結までが非常にタイトなスケジュールになっていると見受けられます。 また、記載の契約時期(7月)は各構成企業の株主総会後の変更登記手続きと重なるため、SPC設立から仮事業契約スケジュールに不都合が生じる可能性もございます(8月下旬～9月上旬SPC設立・仮契約の見込み)。 つきましては、入札書類の受付から日数が空いているため、落札者決定の期日を6月上旬に早めて頂き、契約スケジュールに必要期間を設けるようご調整頂けないでしょうか。ご検討の程よろしくお願い致します。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.3の回答を参照ください。
14	20	第5	2	(7)			入札辞退について	入札を辞退する場合、記載の令和4年4月20日までであれば、ペナルティ等は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	21	第5	2	(9)			ヒアリングについて	ヒアリングでは、提案書で求められていない模型や動画の作成・使用は認めないとの理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.6の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
16	30	第7	5		②		設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金について、入札説明書 第7 5 ②記載の金額は税抜金額であり、当該金額に加えて、消費税及び地方消費税をお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.8-10の回答を参照ください。
17	30	第7	5		②		設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金	一般単独事業債等の計算対象費目について、各費用の税抜金額にて一般単独事業債等の金額を積算するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	30	第7	5		②		設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る一時支払金	一般単独事業債等の計算において(ただし、十万円未満切り捨て)とございますが、十万円未満切り捨ては75%を乗じた後に行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	30	第7	5		②		建設工事一時支払金の消費税	「一時支払金の金額(消費税及び地方消費税を除く。)=(ア)+(イ)+(ウ)」とあり、上記の下にある(ア)(イ)(ウ)それぞれの詳細説明は全て税抜額の説明であり、また一時支払金に対応する消費税は一時支払金と同時にお支払いの理解でよいでしょうか。 仮に消費税を一時支払金と同時にお支払いされない場合、事業者は消費税相当額を長期で調達することとなり、事業費増加となるため調達コストの面からも消費税は一時支払金と同時にお支払いいただけないでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.8-10の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
20	30	第7	5		②		建設工事一時支払金の消費税	<p>【(仮称)川柳学園建設工事一時支払金(令和7年4月支払い)】について 「一時支払金の金額(消費税及び地方消費税を除く。)」とありますが、一時支払金支払時に一時支払金の10%相当の消費税等も同時にお支払いされますでしょうか。 または一時支払金支払時に消費税等はお支払いされず、全額割賦原価支払いのタイミングで消費税等をお支払いされますでしょうか(その場合、事業者は消費税相当額を長期で調達することとなり、事業費増加となるため調達コストの面からも消費税は一時支払金と同時にお支払いいただきたく)。</p> <p>また 【(仮称)蒲生学園第1期建設工事一時支払金(令和7年9月支払い)】 【(仮称)蒲生学園第2期建設工事一時支払金(令和8年5月支払い)】 についても一時支払金の10%相当の消費税等のお支払い方法をお示しください。</p>	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.8の回答を参照ください。
21	30	第7	5		②		建設工事一時支払金	<p>【(仮称)川柳学園建設工事一時支払金(令和7年4月支払い)】について</p> <p>①(ア)国補助金等相当額:736,525,000円は消費税等を除いた額でしょうか? ②(イ)(i)学校教育施設等整備事業債等:669,182,000円は消費税等を除いた額でしょうか? ③(イ)(ii)一般単独事業債等は消費税等を除いた額でしょうか? ④(ウ)一般財源相当額:74,490,000円は消費税等を除いた額でしょうか?</p> <p>⑤上記が一つでも消費税等を除いた額であれば、それに対応する10%相当の消費税等のお支払い方法をお示しください。</p>	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.8の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
22	30	第7	5		②		建設工事一時支払金	<p>【(仮称)蒲生学園第1期建設工事一時支払金(令和7年9月支払い)】について</p> <p>①(ア)国補助金等相当額:1,516,970,000円は消費税等を除いた額でしょうか？</p> <p>②(イ)(i)学校教育施設等整備事業債等:1,422,000,000円は消費税等を除いた額でしょうか？</p> <p>③(イ)(ii)一般単独事業債等は消費税等を除いた額でしょうか？</p> <p>④(ウ)一般財源相当額:199,312,000円は消費税等を除いた額でしょうか？</p> <p>⑤上記が一つでも消費税等を除いた額であれば、それに対応する一時支払金10%相当の消費税等のお支払い方法をお示してください。</p>	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.9の回答を参照ください。
23	30	第7	5		②		建設工事一時支払金	<p>【(仮称)川柳学園建設工事一時支払金(令和7年4月支払い)】 (イ)(ii)一般単独事業債にある「什器・備品の調達・設置費(造り付け備品として、建築工事に含めるものに限る。)」には様式J-1 初期投資費見積書の77行目の「(8) 什器・備品等の調達・設置」は該当しないということでしょうか。(78行目に「什器・備品等(建設業務に含まない)」とあるため)</p> <p>また上記は【(仮称)蒲生学園第1期建設工事一時支払金(令和7年9月支払い)】も同様でしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
24	30	第7	5		②		川柳学園建設工事一時支払金	<p>【(仮称)川柳学園建設工事一時支払金(令和7年4月支払い)】 (イ)(ii)一般単独事業債にある「解体・撤去工事費」は様式J-1 初期投資費見積書の81行目の「(9) 既存校舎等解体・撤去工事(アスベスト対策工事を含む)」と同じく、アスベスト対策工事を含むと考えてよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
25	30	第7	5		②		川柳学園 建設工事一時支 払金	<p>【(仮称)川柳学園建設工事一時支払金(令和7年4月支払い)】 (イ)(ii)一般単独事業債の式は 様式J-1 初期投資費見積書で示すところの</p> <p>{((1) 建築工事(20行目)、(2) 電気設備工事(31行目)、(3) 機械設 備工事(43行目)、(4) 太陽光発電設備設置工事(52行目)、(5) 昇降 機設備工事(57行目)、(7) 校庭・外構等整備工事(68行目)、(9) 既 存校舎等解体・撤去工事(アスベスト対策工事を含む)(81行目)) - (ア) - (i) - (ウ)} × 75%(ただし、十万円未満切り捨て)</p> <p>と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また上記(イ)(ii)に対応する10%相当の消費税等のお支払方法(一 時支払金と同時支払等)をお示してください。</p>	<p>前段:お見込みのとおりです。 後段:「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.8の回答を参照 ください。</p>
26	30	第7	5		②		蒲生学園第1期 建設工事一時支 払金	<p>【(仮称)蒲生学園第1期建設工事一時支払金(令和7年9月支払 い)】 (イ)(ii)一般単独事業債の式は 様式J-1 初期投資費見積書で示すところの</p> <p>{((1) 建築工事(20行目)、(2) 電気設備工事(31行目)、(3) 機械設 備工事(43行目)、(4) 太陽光発電設備設置工事(52行目)、(5) 昇降 機設備工事(57行目)) - (ア) - (i) - (ウ)} × 75%(ただし、十万円未 満切り捨て)</p> <p>と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また上記(イ)(ii)に対応する10%相当の消費税等のお支払方法(一 時支払金と同時支払等)をお示してください。</p>	<p>前段:お見込みのとおりです。 後段:「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.9の回答を参照 ください。</p>
27	31	第7	5		②		建設工事一時支 払金	<p>【(仮称)蒲生学園第2期建設工事一時支払金(令和7年9月支払 い)】について</p> <p>①(イ)(ii)一般単独事業債等は消費税等を除いた額でしょうか？</p> <p>②上記が消費税等を除いた額であれば、それに対応する一時支払金 10%相当の消費税等のお支払い方法をお示してください。</p>	<p>「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.10の回答を参照くだ さい。</p>

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
28	31	第7	5		②		蒲生学園第2期建設工事一時支払金	<p>【(仮称)蒲生学園第2期建設工事一時支払金(令和8年5月支払い)】 (イ)(ii)一般単独事業債の式は 様式J-1 初期投資費見積書で示すところの</p> <p>{((7)校庭・外構等整備工事(68行目)、(9)既存校舎等解体・撤去工事(アスベスト対策工事を含む)(81行目))-(ア)-(i)-(ウ)}×75%(ただし、十万円未満切り捨て)</p> <p>と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また上記(イ)(ii)に対応する10%相当の消費税等のお支払方法(一時支払金と同時支払等)をお示しください。</p>	<p>前段:お見込みのとおりです。 後段:「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.10の回答を参照ください。</p>
29	31	第7	5		②		一時支払金支払い時期	<p>(仮称)蒲生学園第2期建設工事一時支払金の支払い時期は、令和8年5月と記載があります。事業者が、校庭等の引渡しを前倒して提案する場合、本資料P30、31記載の他の支払い時期に準じ、引渡し日より2か月以内の支払いを受けられるものと見込んでよろしいでしょうか。事業者の収支計画作成のために必要なため、ご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。本市は、施設の引渡し後、適法な請求書を受けて30日以内に支払いを実施します。</p>
30	31	第7	5				資金計画・事業収支計画に関する条件	<p>「本市の事業 契約 締結前に事業者と基準金利に係る指標供給企業との間でライセンス契約を締結すること。ライセンス契約に係る費用は事業者の負担とする。」とありますが、ライセンス契約は割賦手数料決定後に解約して問題ないでしょうか。また、ライセンス契約者は、事業者ではなく、代表企業、構成企業、協力企業、金融機関等でもよろしいのでしょうか。</p>	<p>「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.11の回答を参照ください。</p>
31	31	第7	5		②		標供給企業とのライセンス契約	<p>「基準金利を決定するため、事業者と本市の事業契約締結前に事業者と基準金利に係る指標供給企業との間でライセンス契約を締結すること。ライセンス契約に係る費用は事業者の負担とする。」につき、「基準金利を決定するため」でしたら事業契約締結前のライセンス契約は不要と考えます。また事業者負担のライセンス契約料はサービス対価上昇を招くことから、引渡しに伴い基準金利を使用する令和7年2月～令和8年3月まで等、事業契約上基準金利提示に必要なライセンス契約期間に限定するご検討をいただきたくお願い致します。</p>	<p>「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.11の回答を参照ください。</p>
32	31	第7	5		②		標供給企業とのライセンス契約	<p>「事業契約締結前に事業者と基準金利に係る指標供給企業との間でライセンス契約を締結すること。」につき、事業者負担のライセンス契約料はサービス対価上昇を招くことから、事業者がライセンス契約を締結せずとも、しかるべき方法で基準金利を取得し、貴市へも基準金利の情報共有することができる場合には、事業者のライセンス契約を免除いただきたくお願い致します。</p>	<p>「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.11の回答を参照ください。</p>

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
33	31	第7	6				本市の費用負担	要求水準書(案)の際にも確認させていただいた内容となりますが、維持管理期間中における消耗品(次亜塩素酸 等)に関しても貴市の費用負担との認識でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.12の回答を参照ください。
34	37	第10	1	(1)	(2)		当事者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の違約金・損害賠償について	<p>当事者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となる事由が発生した場合、【A】市は事業者に対し違約金及び損害賠償請求を行うことができるとする一方で、【B】事業者は市に対し損害賠償請求を行うことができるとされています。</p> <p>このような取り決めは、違約金の請求を行うことができる市には、①実損害が違約金を下回る場合でも違約金満額を請求できること、及び、②違約金を請求する限りにおいては、i 個別の損害が実際に発生した事実や ii 個々の損害額について証明が不要となる点で、違約金の請求を行うことができない事業者に比べて非常に有利な取り決めと思われれます。(すなわち、事業者は、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合でも、賠償の範囲は実損害の範囲に限定されるとともに、個々の損害を積算し資料によって裏付けなければなりません。)</p> <p>仮事業契約書(案)の前文においても、市と事業者は「各々対等な立場」であることが確認されており、その理念はPFI事業の趣旨とも合致する尊重すべきものと考えます。違約金に関する上記の取り決めを、市と事業者を同様の内容にすることが妥当であると考えますが、市の見解をお示しください。</p>	ご意見として承ります。
35							リスク分担表	今後リスク分担表を作成・公表される予定はありますか。	リスク分担は仮事業契約書(案)に示すとおりのため、別途作成・公表はいたしません。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		2			3				仮契約の効力	この契約(仮契約)は越谷市議会で議決されたときに本契約になる旨が記されていますが、表題は「仮事業契約書」として取り交わすことになると思料します。市議会議決を受けて、あらためて「仮」がとれた「事業契約書」(本契約書)を取り交わすことになるのでしょうか。この場合に、本契約書の取り交わしをもって、仮契約書が失効するものと理解してよろしいでしょうか。	仮事業契約書(案)第3条に記載のとおりです。本事業では、市と事業者が仮事業契約を締結し、その後、越谷市議会で議決されたときに当該契約が本契約となります。なお、後日本市より議決通知書を送付します。
2		○	8			15	5			設計の変更	貴市の責めに帰すべき事由に基づく場合および不可抗力又は法令変更に基づく場合の貴市による負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
3		○	8			16	1			設計図書当についての責任	貴市の責めに帰すべき事由に基づく場合および不可抗力又は法令変更に基づく場合の貴市による負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
4		○	9			17	3			設計の完了	貴市の責めに帰すべき事由に基づく場合および不可抗力又は法令変更に基づく場合の貴市による負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
5		○	12	5	1	22	1			各種調査について	施工に伴い、地中障害、埋設物、土壌汚染等が発生した場合、工事費用の負担、工期の変更など貴市の負担となりますか？	入札説明書等の公表資料で判断できないと合理的に認められる部分については、本市の負担となります。
6		○	12	5	1	22	1			各種調査について	建設に伴う各種調査を実施し、地中障害の発生、地下埋設物の顕在化、予め想定し得ない土壌汚染等が発生した場合の工事費用の増額、工期延期については、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。
7		○	13	5	1	25	1			近隣対策について	前回の質疑回答で既存校舎の家屋調査不要との回答がありました。施工後、校舎に損傷があった場合、貴市負担と考えてよろしいですか？	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.22の回答を参照ください。
8		○	13	5	1	25	1			近隣対応について	事業者の責任・負担にて対策を実施とありますが、本事業そのものの実施についての近隣からの対応については貴市の責任であると考えております。その場合の対応及び費用負担については、貴市と協議させて頂くとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9		○	13	5	1	26	1			建設・工事監理業務に対する市によるモニタリング	モニタリング・建設現場の立ち合いに関する、実施の頻度、所要時間、工事への影響(工事作業の一時中断等の有無)についてご教示ください。また、現場立ち合いについてはどれくらい前にお知らせいただけるのでしょうか。	建設・工事監理業務に対する市によるモニタリングは、各学園における工事進捗状況の報告にあわせて実施を予定します。建設現場の立会いは、モニタリングにあわせて実施を予定しますが、工事進捗状況に応じて適宜実施します。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10		○	14	5	2	27	2			工期の変更	要求水準書の資料5に記載された以上のアスベストが検出された場合、要求水準書資料6に記載された以上の杭が存在した場合及びコロナウイルス等感染症の影響による場合で、工期の変更が避けられない場合は、事業者の責めに帰すことのできない事由と考えます。工期の変更を承認頂けるとい理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な事由に応じて、市と事業者で協議のうえ判断します。
11		○	14			28	1			工期の変更による費用負担	貴市の責めに帰すべき事由に基づく場合の貴市による負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
12		○	14	5	2	28	1			工期の変更による費用負担	要求水準書の資料5に記載された以上のアスベストが検出された場合、要求水準書資料6に記載された以上の杭が存在した場合及びコロナウイルス等感染症の影響による場合で、費用負担の増加が避けられない場合は、事業者の責めに帰すことのできない事由と考えます。事業者が負担した合理的な増加費用を貴市が負担頂けるとい理解でよろしいでしょうか。	No.10の回答を参照ください。
13		○	14	5	2	28	1			工期の変更による費用負担	「合理的な増加費用相当額」とは共通仮設費、現場管理費、一般管理費等も含まれるのでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な事由に応じて、市と事業者で協議のうえ判断します。
14		○	14	5	2	28	2			工期の変更による費用負担	「市に発生した合理的な損害」とは具体的にどのようなものを想定しておられるのでしょうか。	発生した事由に応じて判断となります。
15		○	15			29	2			工事の一時中止	貴市が事業者に支払う合理的な増加費用に相当する額には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いありませんでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
16		○	16	5	3	31	5			完成図書及び市による完成検査	市が加える完成図書の改変は、市が独自に行うのでしょうか。その改変内容について事業者へ通知等はなされるのでしょうか。	本事業期間中は事業者へ確認のうえ、実施します。なお、維持管理業務内の修繕業務において必要となった完成図書への反映は事業者の事業範囲に含まれます。
17		○	16	5	4	33				貴市事由による損害について	左記条項に限らずですが、貴市の事由による第三者への損害の発生及び施設損害等が発生した場合は貴市の責任及び費用負担との理解でよろしいでしょうか。例えば、貴市公表資料(例としてアスベスト調査資料等)の不備・誤謬、貴市の指示等に起因して第三者や施設に損害を与えた場合。	例示で挙げられているものの場合、想定された事象が発生しないよう市と事業者で事前に協議を実施するものと考えます。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
18		○	18			36	2			本施設の引渡し等	事業者は、貴市から完成確認通知を受領した後、速やかに本施設を貴市に引き渡すことで、事業者が原始取得していた本施設の所有権を貴市が取得するとありますが、事業者から貴市への引渡しを証する証明書を発行いただくことは可能でしょうか。また、その場合、証明書はいつ頃、事業者へ交付可能でしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	証明書は、市と事業者で協議のうえ、速やかに交付いたします。
19		○	19			38	1			引渡しの期日の変更	貴市の責めに帰すべき事由に基づく場合および不可抗力又は法令変更に基づく場合の貴市による負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
20		○	19	5	6	38	1			引き渡し期日の変更	事業者が負担した合理的な増加費用には、金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解でよろしいでしょうか。(14頁第28条1、15頁第29条2も同様)	No.2の回答を参照ください。
21		○	19	5	6	39	1			所有権保存登記	登記手続きを行う際の費用(登録免許税や各種委託費)については、貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22		○	20	5	6	41				契約不適合責任	公共工事標準請負約款ならびに越谷市建設工事請負契約約款では、発注者が、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知った時は、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求をすることができません。(ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。)よって、本条においてその様な規定を記載頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
23		○	21	6	3	52	1			業務の変更等(維持管理業務の変更)	市が事業者に対して維持管理業務の内容の変更を請求した場合に、「当該協議が不調に終わったときは、市が、当該変更の可否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。」旨記載がありますが、事業者にとって過大ナリスクとなるため、「協議により変更内容を決定するものとする。」としていただけないでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.14の回答を参照ください。
24		○	23			47				維持管理業務開始の遅延	貴市の責めに帰すべき事由による場合の合理的経費には合理的な金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
25		○	28	6	5					第5節表題の記載について	第5節の表題において、運営業務との記載がございますが、こちらはどのような業務を指しておりますでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	誤植のため、訂正します。
26		○	34	9		65	3	(4)		市による本契約の終了	過失による虚偽記載の場合に、解除事由とするのではなく、まずは改善の機会を与えて頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
27		○	35	9		65	2	(8)		市による本契約の終了	本施設引き渡し後の違約金について、事業者(SPC)及び構成企業等の二重負担になっております。事業者(SPC)に違約金支払負担が残る場合、ファイナンス組成や事業継続に悪影響を及ぼすことが予想されますので、「次項第2号アによらず基本協定書第12条第2項から第4項によるものとする」としていただけないでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。
28		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	平成3年法律第77号、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反した場合、違約金20%を課すとありますが、金融機関から資金調達する場合に、このリスクに対応する為に当該違約金20%相当の現金を担保として求められています。負担が過大で対応できない可能性があります。より現実的な条件に変更して頂けないでしょうか？	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。
29		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に違反した場合の違約金20%は過大です。金融機関から資金調達する場合の必須条件として、当該違約金20%相当の担保を求められています。削除または修正をお願いできますでしょうか。	当該事由は第65条第3項第7号に該当します。その場合の違約金は、第65条第4項に示すとおりです。
30		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の2に相当する、非常に高額な違約金が設定される場合、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より違約金相当額のリザーブ資金等を求められるケースが多いことから、リザーブ資金が確保できず資金調達が極めて困難となります。従いまして、施設引渡し後の契約解除に伴う違金については、「②維持管理業務のサービスの対価」の当該事業年度のサービスの対価の10分の1に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額のみとしていただけますでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。
31		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	「基本協定書第12条第1項各号のいずれかに該当したとき」とは、基本協定書第12条第1項本文にあるとおり、「本事業の入札手続に関し」、「基本協定書第12条第1項各号のいずれかに該当したとき」の趣旨であると理解してよろしいでしょうか。すなわち、本事業とは全く関係ない他の事業に関して、排除措置命令が確定した場合は事業契約書65条3項(8)には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
32		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了について	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反した場合の違約金20%は過大であり、金融機関から資金調達する場合には、理論上のリスクに対応する為に当該違約金20%相当の担保が必要となります。削除または軽減を願うことができますでしょうか？	No.29の回答を参照ください。
33		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	「当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合、違約金については、次項第2号ア及び基本協定書第12条第2項から第4項によるものとする。」とございますが、事業契約書第65条第4項2号アに記載の金額と基本協定書第12条第2項から第4項の金額の合計が課されるという理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
34		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	<p>内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。</p> <p>①について、基本協定書第12条第2項から第4項に基づく20億円程度の違約金が課されることとなり、事業者再選定に係る費用等の契約解除により貴市が被る損害額と比較し過大となると思料致します。</p> <p>②について、プロジェクトファイナンスによるSPCの資金調達に際しては、金融機関より違約金相当額のリザーブ資金等を求められるケースが多いことから、違約金が高額となることで、リザーブ資金が確保できず資金調達が困難になることや、リザーブ資金確保のための資金調達コストが高額となり事業費の圧迫につながる事が予想されます。</p> <p>さらに、サービス購入型のPFIにおいては、違約金額は年間の維持管理費の10%とされていることが多いと見受けられ、「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の2に相当する金額は違約金額としては過大であると思料致します。</p> <p>従いまして、本件についても同様に施設引渡し後の契約解除に伴う違金については、「②維持管理業務のサービスの対価」の当該事業年度のサービスの対価の10分の1に相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額のみとしていただけますでしょうか。</p>	<p>①: 原案のとおりとします。</p> <p>②: 「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。</p>
35		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	<p>基本協定書第12条第1項各号のいずれかに該当し契約解除となった場合、基本協定書又は事業契約書どちらかの規定に基づき違約金を支払えば足りる(二重払いとなることは無い)という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。</p>

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
36		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	本号による解除時において、当該解除が本施設の引渡しの前後のそれぞれになされた場合について、その違約金に関しても以下規定されていますが、「基本協定書第12条第2項から第4項による」違約金については、基本協定書に基づき、代表企業、構成企業又は協力企業が負担する債務であり、事業契約を締結する事業者が負担する債務でない、という理解でよろしいでしょうか。 ・本施設の引渡し前：次項第1号アによらず、基本協定書第12条第2項から第4項によるものとする ・本施設の引渡し後：次項第2号ア及び基本協定書第12条第2項から第4項によるものとする。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。
37		○	35	9		65	3	(8)		市による本契約の終了	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反した場合、違約金20%は過大であり、金融機関から資金調達する場合には違約金20%相当の現金担保が必要となります。修正をお願いできませんでしょうか。	No.29の回答を参照ください。
38		○	36			65	4	(1)	イ	貴市による本契約の終了	貴市が買い取る出来形部分について、当該出来形部分には事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	別紙4に記載する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」に相当する金額に含まれるものを対象として出来形部分を検討することになります。
39		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	引渡し前に事業契約が解除された場合、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来形部分を買って頂けるようご修正願います。プロジェクトファイナンスでの資金調達においては、SPCが貴市に対して有する出来形部分の債権が金融機関への返済原資となるため、出来形部分の買い受けが無い場合、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となる可能性があります。	原案のとおりとします。
40		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	出来形部分の買取について「本施設の出来形部分を検査の上、相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額で、本施設の出来形部分を買って頂くこと。」としていただけないでしょうか。出来形部分の買取が担保されない場合、ファイナンス組成に悪影響を及ぼすことが予想されます。	No.39の回答を参照ください。
41		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	貴市に買い受けをいただく本件施設に係る出来形部分については、設計図書の出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費（SPC設立費用、金融費用等）も含まれる理解でよろしいでしょうか。	No.38の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
42		○	36	9		65	4	(1)	イ	市による本契約の終了	金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来形部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者帰責にかかわらず、貴市に出来形部分を買って受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	No.39の回答を参照ください。
43		○	36	9		65	4	(1) (2)	ア イ	市による本契約の終了に関する違約金・損害賠償請求について	<p>事業契約約款65条1項から同条3項に該当する事由(主として事業者の責めに帰すべき事由)により、市が、事業契約を解除した場合、市は事業者に対し違約金及び損害賠償請求を行うことができるとされています(同条4項(1)ア及び同項(2)ア)。</p> <p>他方で、事業者が、市の契約上の義務違反等を理由として、事業契約を解除した場合、買取代金(66条2項(1)ア)や割賦手数料相当額(同条2項(2)ア)を除くと、損害賠償請求をすることができるのみとなっております(同条2項(1)イ及び同項(2)イ。また、逸失利益が3年分に限定させるなど、損害賠償請求の範囲が限定されております。)</p> <p>このような取り決めは、違約金の請求を行うことができる市には、①実損害が違約金を下回る場合でも違約金満額を請求できること、及び、②違約金を請求する限りにおいては、i 個別の損害が実際に発生した事実や ii 個々の損害額について証明が不要となる点で、違約金の請求を行うことができない事業者に比べて非常に有利な取り決めです(すなわち、事業者は、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合でも、賠償の範囲は実損害の範囲に限定されるとともに、個々の損害を積算し資料によって裏付けなければなりません。)</p> <p>仮事業契約書(案)の前文においても、市と事業者は「各々対等な立場」であることが確認されており、その理念はPFI事業の趣旨とも合致する尊重すべきものと考えます。違約金に関する上記の取り決めを、市と事業者を同様の内容(削除も含む。)にすることが妥当であると考えます。市の見解を示してください。</p>	ご意見として承ります。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
44		○	37			65	3	(8)		貴市による本契約の終了	基本協定書第12条第2項から第4項による違約金の支払当事者にSPCは含まれず、基本協定書上で定義される「事業者」、つまり「代表企業、構成企業及び協力企業」との認識でよろしいでしょうか。もし、基本協定書における事業者の定義にSPCが含まれる場合は、定義から外していただけますでしょうか。 ※円滑な事業運営・継続のため、談合に関するリスクをSPCに負担させることは回避した方が良いとの考えが質問の背景です。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。
45		○	37			66	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	貴市が買い取る出来形部分について、当該出来形部分には事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	No.38の回答を参照ください。
46		○	37	9		66	2	(1) (2)	アイ	事業者による本件事業契約の終了に関する違約金・損害賠償請求について	事業者が、市の契約上の義務違反等を理由として、事業契約を解除した場合、買取代金(66条2項(1)ア)や割賦手数料相当額(同条2項(2)ア)を除くと、損害賠償請求をすることができるのみとなっております(同条2項(1)イ及び同項(2)イ。また、逸失利益が3年分に限定させるなど、損害賠償請求の範囲が限定されております。) 他方で、事業契約約款65条1項から同条3項に該当する事由(主として事業者の責めに帰すべき事由)により、市が、事業契約を解除した場合、市は事業者に対し違約金及び損害賠償請求を行うことができるとされています(同条4項(1)ア及び同項(2)ア)。 このような取り決めは、違約金の請求を行うことができる市には、①実損害が違約金を下回る場合でも違約金満額を請求できること、及び、②違約金を請求する限りにおいては、i 個別の損害が実際に発生した事実や ii 個々の損害額について証明が不要となる点で、違約金の請求を行うことができない事業者に比べて非常に有利な取り決めです(すなわち、事業者は、市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合でも、賠償の範囲は実損害の範囲に限定されるとともに、個々の損害を積算し資料によって裏付けなければなりません。) 仮事業契約書(案)の前文においても、市と事業者は「各々対等な立場」であることが確認されており、その理念はPFI事業の趣旨とも合致する尊重すべきものと考えます。違約金に関する上記の取り決めを、市と事業者を同様の内容(削除も含む。)にすることが妥当であると考えます。市の見解を示してください。	ご意見として承ります。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
47		○	37	9		66	2	(1) (2)	ウ	事業者による本件事業契約の終了に関する機器の撤去等について	事業者が、市に契約上の義務違反等を理由として、事業契約を解除した場合、本施設に設置された機器について、市が買い取るもの以外は、事業者の費用負担で撤去することとされております(66条2項(1)ウ・同項(2)ウ)。 市の契約上の義務違反等を理由として事業契約が解除に至ったにもかかわらず、事業者の費用負担で機器を撤去することには合理的な根拠がないものと思料します。市の見解を示してください。	第66条第2項第1号ウ、第2号ウにおいて事業者が自己の費用で速やかに撤去したのち、その費用は第66条第2項第1号イ、第2号イにおいて本市が負担すべき金額として事業者者に支払います。当該条項は速やかに撤去するため、まず事業者の負担で撤去していただくことを想定した内容となっています。
48		○	37	9		66	2			事業者による本契約の終了	事業者による本契約の終了と同様の条件にて、市による本契約の終了の場合にも諸条件を設定して頂けないでしょうか？	原案のとおりとします。
49		○	37	9		66	2			事業者による本契約の終了	市による本契約の終了の場合にも、事業者による本契約の終了の場合と同様の規定をお願いできますでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
50		○	37	9		66	2			事業者による本契約の終了	貴市の帰責により本契約が終了する場合においても、第65条第4項に記載の事業者の帰責による本契約の終了と同様の違約金を設定いただけますでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
51		○	37	9		66	2			事業者による本契約の終了	貴市の帰責により本契約が終了する場合においても、第65条第4項に記載の市による本契約の終了と同様の違約金を設定いただき、事業者の維持管理業務の受託者又は請負人との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降3年分の逸失利益その他の損失のうち、市の不履行と相当な因果関係の範囲にあり、保険により填補てんぼされるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額が、当該違約金額を超える場合は、事業者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではないという建付としていただけますでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
52		○	37	9		66	2			事業者による本契約の終了	事業者による本契約の終了に関わる条件が規定されています。市の無謬性(むびゅうせい)を前提に市による本契約の終了の場合の条件設定がないものと理解しますが、過去においては、政府の事業仕分けによりPFI事業契約が解除された事例がありますので、市による本契約の終了の場合に備えた条件設定をお願いできますでしょうか？	No.48の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
53		○	39			68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	「貴市は、出来形部分がある場合には、本施設の出来形部分を検査の上、保険により填補てんぼされるべき金額を控除した相当する金額及び当該額に係る消費税等の額の合計額で、本施設の出来形部分を買取る」とありますが、この出来形部分には、事前調査費、SPCの会社経費および金融費用等も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	No.38の回答を参照ください。
54		○	41			70	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	法令変更に基づく場合の貴市による負担には、合理的な金融費用も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
55		○	44	12		73	3	(2)		市による本契約の終了	貴市が所有権を有する引渡済みの施設及び設備の損害については、貴市で加入される火災保険や共済等でカバーされるため、引渡し後に生じる追加的な費用は維持管理業務に係る費用に限定されると理解しております。従いまして、引渡済みの施設及び設備の損害は事業契約第73条第3項2号に基づく費用分担の対象外としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
56		○	48	14		82				著作権の利用等	事業者は、市に対し、本施設の維持管理・運営、広報等に必要な範囲において、成果物の市及び市が委託する第三者による複製、翻案、改変その他修正を無条件に許諾することを規定しているものと思料しますが、前提となる「本施設の維持管理・運営、広報等に必要な範囲」をお示ください。 また、翻案・改変その他の修正までとなると、市と事業者間で調整・協議が必要と考えますが、調整・協議を行うことを意味した文面を本文に付記することは可能でしょうか。	前段：本施設の議会、周辺住民等への説明、他都市からの視察対応等を想定しています。 後段：原案のとおりとしますが、必要に応じて事前協議は実施します。
57		○	74	5			1			サービスの対価の改定方法	サービスの対価の改定対象は“着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合”が対象となりますが、1.0%に変更することは可能でしょうか。 ※1.0%以上で対象としていただいている自治体もあります。	原案のとおりとします。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
1	別紙1	52			(18)			不可抗力について	新型コロナウイルス(COVID-19)等の大規模な感染症に伴う事業への影響については、「不可抗力」の定義に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る新型コロナウイルス感染症によるリスクについては、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計、建設・工事監理、維持管理業務等に支障が生じると言える場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えています。ただし、基本的には市と事業者で協議により判断していくこととなります。
2	別紙2	55		2				ペナルティの基本的な考え方	念のための確認にはなりますが、ペナルティの対象となるのは「維持管理業務のサービス対価」のみとの理解で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	別紙3	57						表1 建設期間中の保険	法定外の労災保険の加入は、通常のPFI事業では義務付けられていないことが多いかと思えます。本事業で特別に義務付ける必要がありますでしょうか。特段理由がなければ、付保を必須とする保険より削除頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。本市としては、当該事業が大規模建築工事という意味合いから、工事に従事する者の賃金、その他の労働条件、安全衛生上のその他の労働環境が確保されるよう努めていただくため、必要としています。
4	別紙3	57						維持管理業務受託者賠償責任保険	維持管理業務受託者賠償責任保険の保険契約者が維持管理業務の受託者となっておりますが、事業者が契約者となる場合についてもお認めいただけますでしょうか。	可とします。
5	別紙4	58						サービス対価の構成	(仮称)蒲生学園新校舎等の引渡し以降の事業者の運営費、保険料(維持管理業務に係る保険)、監査費用、法人税等、事業者の税引き後利益については、維持管理業務のサービス対価に含め、(仮称)蒲生学園新校舎等の引渡し以前の上記費用について、(仮称)川柳学園の引渡し前に発生した費用は(仮称)川柳学園建設工事部分の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に含め、(仮称)川柳学園の引渡しから(仮称)蒲生学園新校舎等の引渡しまでの費用については、(仮称)蒲生学園建設工事部分の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に含めるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
6	別紙4	58						サービス対価の構成	建中利息や保険料(施設整備業務に係る保険)等のその他の初期投資費用について、(仮称)川柳学園の引渡し前に生じる費用は(仮称)川柳学園建設工事部分の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に、(仮称)川柳学園の引渡しから(仮称)蒲生学園新校舎等の引渡しまでに生じる費用は(仮称)蒲生学園第1期建設工事部分の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に、(仮称)蒲生学園新校舎等の引渡しから(仮称)蒲生学園校庭等の引渡しまでに生じる費用は(仮称)蒲生学園第2期建設工事部分の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に計上するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
7	別紙4	58						サービス対価の構成	(仮称)蒲生学園の第1期建設工事分と第2期建設工事分の設計費の区分が困難な場合、すべて(仮称)蒲生学園第1期建設工事部分の設計及び建設・工事監理業務のサービス対価へ含めても差支えございませんでしょうか。	差し支えありません。
8	別紙4	58						設計及び建設・工事管理業務のサービスの対価	設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦元本)に対する消費税額は、割賦元本総額に対して計算されるのではなく、各返済の元本金額に対して計算されるという理解でよろしいでしょうか。また、割賦元本総額に対して計算される場合、各返済の元本金額に対して計算される消費税額の累計と端数による誤差が生じる可能性がございますが、当該誤差は初回または最終回の支払にて調整すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、割賦原価に対して計算します。
9	別紙4	58						設計及び建設・工事管理業務のサービスの対価	各割賦手数料の計算期間は、各引渡日の翌日から令和21年12月末日までという理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.19の回答を参照ください。
10	別紙4	58						設計及び建設・工事管理業務のサービスの対価	割賦手数料の算出は税込みの割賦元本に対して計算するという理解でよろしいでしょうか。	税抜き割賦原価に対して計算します。
11	別紙4	58		1		①		割賦手数料の発生初日	割賦手数料の発生初日は引渡し日という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	別紙4	58		3				設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価 元利均等払い	「元利均等払いを前提」につきまして川柳学園・蒲生学園第1期・蒲生学園第2期のそれぞれの各支払時期の割賦原価＋消費税等＋割賦手数料が均等になるような元利均等払いでしょうか。 上記の場合、消費税等も割賦払いされる際、事業者は割賦払いされる消費税も含めて資金調達することから、消費税等に対しても割賦手数料をご請求させていただきたく。	前段：割賦原価＋割賦手数料による元金均等となります。 後段：設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価における施設費(割賦原価)については、消費税等相当額は含まれません。ただし、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価(割賦原価)にかかる消費税相当額の資金調達コストについては、予定価格に含んでいます。
13	別紙4	59		1		②		維持管理業務のサービスの対価	「(うち修繕業務費は、令和7年度分(第1回目、第2回目)は0円、第3回目以降は毎支払50万円(消費税及び地方消費税を含まない。))とする」とありますが、70頁の表4の第3回目(令和8年5月)の修繕業務費は、0円が入力されていますが、50万円(税抜)の間違えでしょうか。	p.59が誤植のため、修正します。修繕業務費は、令和7年度分(第1回目から第3回目まで)は0円、第4回目以降は毎支払50万円(消費税及び地方消費税を含まない。)とします。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
14	別紙4	59						維持管理業務のサービスの対価	事業期間の維持管理業務費総額を、各支払ごとに平準化した際に端数が生じる場合は、最終回の支払にて調整すればよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
15	別紙4	59						維持管理業務のサービスの対価	第1回目を除き原則として同額が支払われるとございますが、第1回目は他の支払回の3分の2程度の金額となる理解でよろしいでしょうか。	第1回目は、令和7年の引渡し日から9月末日までの維持管理業務費となります。なお、第2回目、第3回目についても修繕業務費は支払われませんので、第4回目以降が同額とお考えください。
16	別紙4	59						維持管理業務のサービスの対価	修繕業務費は令和7年度分(第1回目、第2回目)は0円と記載がございまして、(第1回目、第2回目、第3回目)の誤りでしょうか。P70.表4維持管理業務費の金額及び支払スケジュールはでは、初回3回目まで修繕業務費が0円となっております。	No.14の回答を参照ください。
17	別紙4	59		3				割賦原価に対応する消費税等の支払方法	割賦原価に対応する消費税等は一時支払金と同時のお支払ででしょうか。 分割の場合は、事業者は消費税等を考慮した額の長期調達をすることから、割賦原価も同じく消費税等を加味し、割賦原価(税抜)×110%を割賦原価としていただきたく。 理由)割賦原価に対応する消費税等の金利変動リスクを事業者が負えないため。	前段: 割賦原価に対する消費税等相当額は割賦原価とあわせて支払われます。 後段: No.12後段の回答を参照ください。
18	別紙4	59		3				割賦元本に係る消費税及び地方消費税の支払いについて	平成30年度税制改正において長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴い、設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価に係る消費税及び地方消費税は、施設引渡し時にその全額(延払い部分を含む)をSPCの会計に計上し、消費税を一括して申告・納付する必要があります。延払いとなる割賦元本部分に係る消費税及び地方消費税相当額は、一時支払金支払時に、その総額をお支払いいただけるようご検討をお願いします。	No.17前段の回答を参照ください。
19	別紙4	59		3		①		割賦手数料計算方法	(仮称)川柳学園建設工事の割賦手数料計算期間は 初回 : 令和7年2月末(引渡し日)～令和7年8月末 第2回: 令和7年9月1日～令和7年11月末 以降3カ月ごとでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.19の回答を参照ください。
20	別紙4	59		3		②		割賦手数料計算方法	(仮称)蒲生学園第1期建設工事の割賦手数料計算期間は 初回 : 令和7年7月末(引渡し日)～令和8年2月末 第2回: 令和8年3月1日～令和8年5月末 以降3カ月ごとでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.19の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
21	別紙4	59		3		③		割賦手数料計算方法	(仮称)蒲生学園第2期建設工事の割賦手数料計算期間は 初回：令和8年3月末(引渡し日)～令和8年8月末 第2回：令和8年9月1日～令和8年11月末 以降3カ月ごとでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.19の回答を参照ください。
22	別紙4	59		3		③		割賦手数料計算方法	(仮称)蒲生学園第2期建設工事で引渡しを早める提案を行った場合の割賦手数料計算期間は 初回：令和8年●日(引渡し日)～令和8年8月末 第2回：令和8年9月1日～令和8年11月末 以降3カ月ごとでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.19の回答を参照ください。
23	別紙4	59		1		②		維持管理業務のサービスの対価	「第1回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額」 →第1、2回目の支払を除き、原則として、支払時期ごとに同額 でしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。 理由： ・「うち修繕業務費は、令和7年度分(第1回目、第2回目)は0円」 ・第1回目は2カ月分、第2回目以降は3カ月分のため。	No.13、15の回答を参照ください。
24	別紙4	62						表3	⑤割賦手数料は、⑦割賦原価および④消費税及び地方消費税の額の合計に対して、料率が掛けられて算出される認識でしょうか。つまり、消費税部分に対しても割賦手数料が付される認識でよろしいでしょうか。	⑤割賦手数料(非課税)は⑦割賦原価に対してのみで計算ください。
25	別紙4	64						設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価消費税等の支払方法	p64～69の「④消費税及び地方消費税の額」の額は事業者の提案によりますでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	市は一時支払金の支払時に一時支払金に対する消費税等相当額を支払い、割賦方式での支払時は四半期毎の割賦原価に対する消費税等相当額を支払います。
26	別紙4	70						表4 維持管理業務費の金額及び支払スケジュール	維持管理業務費の修繕業務費第1～3回目まで0円が入力されていますが、事業契約書 別紙4のp59 1-②には「うち修繕業務費は、令和7年度分(第1回目、第2回目)は0円、第3回目以降は毎支払50万円」とあります。 表4の第3回目の修繕業務費は50万円(税抜き)を記載して問題ないでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	No.13の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
27	別紙5	74		1				施設整備費 物価改定	<p>(仮称)川柳学園建設工事の物価変動率は【工事着工日の属する月又は令和5年10月のいずれか早い方の月の建築費指数】とあり、令和5年10月は引渡しの令和7年2月と1年半程離れており、これのみでは適正な改定が行えないと考えます。引渡し日までの残工期が2ヶ月程度まで物価改定が行えるようご検討いただけないでしょうか。</p> <p>下記2つも上記と同様に引渡し日までの残工期が2ヶ月程度まで物価改定が行えるようご検討いただけないでしょうか。</p> <p>(仮称)蒲生学園第1期建設工事の物価変動率 (仮称)蒲生学園第2期建設工事の物価変動率</p>	原案のとおりとします。
28	別紙5	74		1				施設整備費 物価改定	<p>(仮称)川柳学園建設工事の物価変動率と (仮称)蒲生学園第1期建設工事の物価変動率と (仮称)蒲生学園第2期建設工事の物価変動率の全てに 「÷【令和4年4月の建築費指数】」とあり【】がついております。 【】が今後協議で変わる可能性を表すのであれば、入札日の属する令和4年4月指数を基準とした変動率の求め方は一般的ですので【】を外していただけないでしょうか。</p>	原案のとおりとします。なお、本条項は事業者選定後の協議において修正は考えていません。
29	別紙5	74		1				施設整備費 物価改定	施設整備費の物価変動率によるサービスに対価の改定反映方法をお示し頂けますでしょうか。 例)改定は全額割賦原価に反映する。	本市の財政状況等に応じて、協議のうえ、決定します。
30	別紙5	75		2				維持管理 物価改定	「毎年6月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(以下、「企業向けサービス価格指数」という。)を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和4年)の1月から12月までの指数の平均値と比較」について6月単月と1月から12月までの指数の平均値と比較する意図をご教示頂けますでしょうか。	次年度における維持管理業務のサービス対価に反映するため、財政上の手続き等を勘案したものです。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	第1	1	(1)	①	a)	項目等	質問内容	回答
31	別紙5	75		2				維持管理 物価改定	「毎年6月の「消費税を除く企業向けサービス価格指数」(以下、「企業向けサービス価格指数」という。)を用い、前回改定年度の前年(初回の改定時に対しては令和4年)の1月から12月までの指数の平均値と比較」について 単純に前回改定時の指数と今回のそれを比較しなければ、比較の意味が薄れ、歪んだ物価改定を事業期間にわたって続けることとなります。 毎年6月の指数を用いるのであれば、毎年6月の指数同士で比較が適切と考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
32	別紙5	75		2				維持管理 物価改定	「企業向けサービス価格指数の消費税等の税率の変更に伴う変動分については考慮しないこととする」につきまして、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を用いることで消費税は考慮から外れていることを日本銀行調査統計局に確認しましたことをご報告いたします。	ご意見として承ります。
33	別紙5	75		2				維持管理 物価改定	「企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合」とは具体的に改定も用いる6月の指数が、その前月と比べ著しく変動した場合でしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	別紙5「2 維持管理業務のサービスの対価の改定に関する基本的な考え方」に従って改定に係る協議を実施する際、確認した企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合をいいます。
34	別紙5	75		2				維持管理 物価改定	「・改定に係る協議は毎年度1回(9月上旬頃)」は「企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合」の「市及び事業者の協議により改定を行うものとする。」時の場合及び、初回改定の協議のみでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	改定に係る協議は毎年度1回(9月上旬頃)は維持管理業務期間中、次年度の維持管理業務のサービスの対価の改定が必要かを確認するため、毎年度実施します。
35	別紙5	76		2				表6	事業契約書別紙4の「表2 サービスの対価の構成」中の項目「エ その他の費用」示す費用は左記表6の業務区分の「その他これらを実施する上で必要な関連業務」に対応するということでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	表6 改定に用いる指標のうち、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」は、表2 サービスの対価の構成のうち、「②維持管理業務のサービスの対価(2) 維持管理業務費 ウ 維持管理業務費」に含まれる維持管理業務を実施する上で必要な関連業務をいいます。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	第2	2	(3)	①	カ			その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・汚染土調査は不要と考えてよろしいでしょうか。また必要な場合今回業務に含める範囲(履歴調査まで行う等)をお示ください。	土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく手続きは本業務に含みます。なお、土壌汚染のおそれは無いと想定しています。
2	○		4	第2	2	(3)	①	カ			その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	・埋蔵文化財調査は不要と考えてよろしいでしょうか。また必要な場合今回業務に含める範囲(遺跡範囲の問い合わせまで行う等)をお示ください。	最新の遺跡範囲の問い合わせは本業務に含みます。なお、埋蔵文化財包蔵地では無いと想定しています。
3	○		5	第1	2	(3)	③				維持管理業務	備品什器に関する維持管理は含まない解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		11	第1	5	(3)	表2				(仮称)蒲生学園 駐車場	駐車場管理について要求水準はございますか。駐車場管制設備の導入の必要性如何と、必要ならばその仕様についてご教示ください。	駐車場管制設備の要求仕様はありません。
5	○		11	第1	5	(3)	表2				(仮称)蒲生学園 プール	地域開放は予定していないとのご回答をいただきましたが(実施方針に関する意見への回答2021年0921版)、屋内型、温水プールということで、他校との共用化等による使用期間延長はありますか。6月から10月(要求水準書案に関する質問への回答2021年1129版)を設備保守期間としてよろしいですか。	前段:他校との共用化による使用期間延長は想定していません。 後段:「【(仮称)蒲生学園】資料13 主な維持管理業務項目詳細一覧」をご確認ください。
6	○		14	第3	3							設計業務及び工事監理業務において、複数者からなる設計・工事監理共同企業体にて参加する場合、代表企業が両校の主たる担当企業として担えば、共同企業体の構成企業は①、②の要件を満たせば、他の制約はないものと解釈しますが宜しいでしょうか、ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
7	○		16	第1	6	(3)					(仮称)川柳学園のビル 管法適用	本事業における整備対象は増築分の約7,800㎡ですが、既存棟と合わせると8,000㎡を超えると考えられます。建築物衛生法(ビル管法)の適用があるとして新校舎内のみの設備設置をすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。既存校舎については、法令に則り、今後、本市での対応を想定しています。
8	○		24	第2	1	(3)	①			(a)	多目的室の設備	蒲生、川柳いずれも、多目的室に音響・AV設備は必要ですか。	要求水準では必須としていません。事業者提案は可能です。
9	○		26	第2	1	(3)	②	ウ			インターホン親機及び異常を知らせる表示盤の設置場所	インターホン親機及び異常を知らせる表示盤の設置は、事務室(小・中)にも必要でしょうか。【(仮称)蒲生学園】資料6を確認したところ、事務室の欄に「○」印がありません。どちらが正しいでしょうか。	「【(仮称)蒲生学園】資料6 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」を修正します。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
10	○		26	第2	1	(3)	②	ア		(g)	電灯設備及びコンセント設備	・照明設備は職員室からの遠方発停制御が可能であることとございますが、共用部(廊下等)、専有部(教室等)の両方が可能な計画とすることでよろしいでしょうか。 また、蒲生学園、川柳学園共に上記の計画とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	○		28	第2	1	(3)	④	イ		(a)		(仮称)川柳学園増築部の生活排水(汚水、雑排水)は、既存浄化槽へ放流と指導されています。既存放流槽の位置と深さ、放流管理のわかる図をご提示下さい。	「【(仮称)川柳学園】閲覧資料1 既存施設図面」に図面を追加します。
12	○		28	第2	1	(3)	③			(b)	手洗い場の給湯	新型コロナウイルス感染防止対策として手洗いの励行が推奨されておりますところ、小中学生の手洗い場に給湯を設備するお考えはありますか。	市では想定していません。
13	○		28	第2	1	(3)	③			(e)	給水分担金	給水分担金の支払いを本事業に含むとありますが、蒲生学園は蒲生小学校および蒲生第二小学校の既設引き込み管があるため、それらの分担金との差引きで計上すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	○		29	第2	1	(3)	④	ア		(c)		「トイレ排水及び校庭散水設備の給水は雨水を再利用した中水を利用すること」とありますが、クロスコネクション防止の観点から校庭散水のみの中水利用とされてはいかがでしょうか。	トイレ排水の中水利用を行った場合もクロスコネクションが起こらないように設計ください。
15	○		29	第2	1	(4)	①				消防水利施設	「消防水利施設にプールを使用することは可とする」と記載があります。(仮称)蒲生学園はプール使用時期以外は軽運動スペースとしてプールを利用するため、消防水利施設としての使用は困難と考えますが、いかがでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.21の回答を参照ください。
16	○		31	第2	2	(1)					設計業務対象施設	蒲生学園の屋内運動場(小学校用)は既存施設の改修を行います、その設計業務は業務範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	○		34	第2	3	(6)	②			(e)	外観・内観パース	一式とありますが、想定される必要枚数、パースの種類をお示しください。	以下を想定しています。 外観パース:各学園2枚(鳥瞰、正面) 内観パース:(仮称)蒲生学園5枚(教室・ワークスペース、屋内運動場、プール、図書室、多目的室)、 (仮称)川柳学園3枚(教室・ワークスペース、図書室、多目的室)

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
18	○		40	第3	1	(7)	④	ア		(h)	既存杭の解体・撤去	資料6に記載の杭の長さ、本数の変動により費用負担の増加が避けられない場合は、費用負担の増加分は貴市にご負担頂けますでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、具体的な事由に応じて、市と事業者で協議のうえ判断します。
19	○		44	第4	1	(2)					事業スケジュールの「維持管理期間」	蒲生学園の維持管理期間は、新校舎等の引渡し日より開始と記載があります。校庭等については別途、校庭等の引渡し日を維持管理期間の開始日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	○		46	第4	1	(7)	②				業務実施体制の届出	要求水準書(案)の際にも確認させていただいた内容となりますが、各業務担当者(総括責任者、各業務責任者及び業務担当者)ですが非常勤の認識で宜しいでしょうか。また、兼務することは可能でしょうか。	前段:(仮称)蒲生学園に常駐する必要があるかという主旨であれば、統括責任者、業務責任者及び業務担当者は原則、非常駐となっています。ただし、事業者が提案した維持管理業務や建築設備等により、各種法令を遵守するためなど、常駐担当者が必要な場合は、この限りではありません。 後段:事業者の提案とします。
21	○		50	第4	3	(1)				(m)		「屋内運動場内バスケットゴール等の設備は定期的に取り付け可動状態を点検し」とありますが、蒲生学園資料7 P13⑥ア③ではバスケットゴールは極力固定とすることが望ましいとあります。固定方式が望ましいと考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
22	○		51	第4	6	(1)	①			(a)	機械警備	警備業認定を持たない維持管理JVが、機械警備を大手警備保障会社へ発注して業務にあたる実施体制でも可でしょうか。	お見込みのとおりです。
23	○		53	第4	7	(1)				(a)		「事業期間全体の長期修繕計画を作成し」とありますが、事業期間内に機器の更新が発生する計画になる場合、事業期間全体での修繕業務費28,000千円から除外されるという理解でよろしいですか。	基本的にはお見込みのとおりです。なお、大規模修繕の考え方は要求水準書p5「(3)事業の対象範囲」に記載のとおりです。
24		【(仮称)蒲生学園】資料6及び資料7										地域連携室について、【(仮称)蒲生学園】資料6では64㎡1室とあり、資料7では(a)小中別に設けることとあります。何㎡の室をいくつ、どのような条件で設ければよいでしょうか、ご教示下さい。	小中各32㎡とします。
25		【(仮称)蒲生学園】資料7	3			(2)	①	エ		(c)	ワークスペースの設え	・生徒指導等で利用できる小部屋とは中学校各教室に1室必要という認識でしょうか。もしくは各学年に2-3部屋と想定しても宜しいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.30の回答を参照ください。
26		【(仮称)蒲生学園】資料7	4			(2)	③	ア		(b)	生活科室の設え	・普通教室と同様の仕様とすることとありますが、ワークスペースの設置は必須でしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.31の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
27		【(仮称)蒲生学園】資料7	6			(1)	③	キ		(f)	アイロンの同時利用	【(仮称)蒲生学園】資料8には、アイロンは20台と記載があります。資料7では、アイロンの同時利用は10台と記載がありますが、どのように想定すればよろしいでしょうか。	小・中学校の家庭科室それぞれで同時使用となった場合に対応するためです。
28		【(仮称)蒲生学園】資料7	15			(2)	⑥	ウ		(a) (b)	プール可動床	・中学生の軽運動とは具体的にどのような運動を想定しておりますでしょうか。 又、想定される最大利用人数をご教示願います。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.34の回答を参照ください。
29		【(仮称)蒲生学園】資料7	15			(2)	⑥	ウ		(a)	プール・プールサイド	プール使用時の想定水温は、競泳基準の25℃～28℃という理解でよろしいですか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.35の回答を参照ください。
30		【(仮称)蒲生学園】資料7	15			(2)	⑥	ウ		(a)	プール・プールサイド	プール使用時の想定水深を、低学年使用時・高学年使用時・中学生使用時でそれぞれお示しください。	低学年0.7m、中学年0.9m、高学年1.0m、中学生1.2mを想定しています。
31		【(仮称)蒲生学園】資料15										都市計画法の許可等に係る事前相談回答書にある開発指導課の指導内容について、敷地境界を敷地境界線にあわせる工事は、本事業の業務でしょうか。その場合、敷地境界線にあわせる工事範囲をお示し下さい。敷地測量により、新たに敷地境界線にあわせる工事が発生した場合には、本事業の事業費とは別に、市で工事費用を用意していただくと考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	本事業に含みます。工事範囲は敷地境界部全てとお考え下さい。
32		【(仮称)蒲生学園】資料15										都市計画法の許可等に係る事前相談回答書にある開発指導課の指導内容について、敷地外で、敷地境界線に合わせる工事以外の工事、および敷地内の工事以外の工事については、本事業の事業費とは別に、市で工事費、清掃費用を用意していただくと考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	開発指導課の指導内容に含まれる工事・清掃は本事業に含みます。
33		【(仮称)川柳学園】資料7	2			(2)	①	ア		(d)	教師コーナー	教師コーナーは、具体的にどのような利用を想定していますでしょうか。	教材保管、教師の作業スペースを想定しています。利用方法と合わせて設えをご提案ください。
34		【(仮称)川柳学園】資料7	5			(2)	③	オ			家庭科室・家庭科準備室	家庭科室の流しで湯の使用を想定されていますか。	【(仮称)川柳学園】資料6, 8の通りです。
35		【(仮称)川柳学園】資料7	5			(2)	③	オ			家庭科室・家庭科準備室	家庭科室の排水にはグリーストラップが必要という理解でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
36		【(仮称)川柳学園】資料7	6			(2)	③	キ		(c)	多目的室	多目的室で実施する運動とは、どのようなものを想定していますでしょうか。	跳び箱運動やマット運動などの器械運動、ダンスなどの表現運動を想定しております。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	(a)	項目等	質問内容	回答
37		【(仮称)川柳学園】資料13										都市計画法の許可等に係る事前相談回答書にある指導内容について、前項の回答と同様に考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	本事業に含みます。敷地境界部の工事箇所は【(仮称)川柳学園】資料7、13をご確認ください。
38		【(仮称)川柳学園】資料13										都市計画法の許可等に係る事前相談回答書にある開発指導課の指導内容について、項の回答と同様に考えてよいでしょうか、ご教示下さい。	市道90616号線の歩道蓋撤去してボックスカルバート又は、車道蓋の整備については、別途、市が行います。その他の開発指導課の回答内容に含まれる工事・清掃は本事業に含みます。
39		資料8									什器・備品リスト	リストの項目「建設業務に含む」欄に丸印が無いものも、本事業の業務に該当するという理解でよろしいですか。丸印が無いものは本事業の業務に含まれるが、「建設業務以外の業務」が受け持つということでしょうか。	丸印が無いものも本事業に含みます。「建設業務に含む」欄に丸印があるものは造り付け家具(可動と表記のあるもの以外)とお考え下さい。
40												日影等法適合確認および改修計画のため、蒲生小学校の既存体育館の図面をご提示下さい。	「【(仮称)蒲生学園】閲覧資料1 既存施設図面」に図面を追加します。
41											蒲生学園、川柳学園について、新校舎と既存校舎・施設を接続する渡り廊下について	建築基準法、消防法、省エネルギー法、ビル管理法等への適合を考慮し、渡り廊下の一部および既存校舎ピロティ部は、屋根のみで壁のない廊下として動線計画上、接続するものと考えてよいでしょうか、ご教示下さい。	屋根のみの渡り廊下も可とします。
42												高学年棟で発生する利用人数と既存中学校の発生人数の合計人数が既存浄化槽を利用しても宜しいでしょうか、ご教示下さい。	既存浄化槽で賄えると想定しています。
43												既存浄化槽の能力不備が判明した場合の浄化槽の改修について、本工事外と判断し、運営責任の越谷市において、行うものと考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
44												蒲生学園の通級指導教室は、蒲生学園以外の地域からも通級することを想定されていますでしょうか、ご教示下さい。	通級指導教室は、通学区域外の児童も登校が可能です。
45												(仮称)川柳学園の受変電設備電気室の位置と既存電気のシーケンス図をご提示下さい。	「【(仮称)川柳学園】閲覧資料1 既存施設図面」に図面を追加します。
46												(仮称)川柳学園のITVカメラの設置及び機械警備範囲についてご教示下さい。	(仮称)川柳学園の事業者提案のプランニングを踏まえて、本市で検討したうえで、市が整備します。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1 第5	(1) (2)	項目等	質問内容	回答
1	○		4	第5	(2)	基礎項目審査について	本審査は加点項目審査及び価格評価に進むための審査であり、適格であればその審査内容は、加点項目審査に影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
1	○			会社概要書について	入札参加資格審査に必要となる会社概要書については、会社パンフレット等で替えさせて頂くことは可能でしょうか。	可とします。
2	○			確定申告書類について	入札参加資格審査に必要となる確定申告書類一式については、直近で合併等している企業の場合は新会社の書類及び期間が不足している場合は合併前の存続会社の書類一式が必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○			確定申告書類一式の提出内容について	地方税の確定申告書類は不要で、国税の確定申告書類でよろしいでしょうか。また、確定申告書類一式とありますが、書類が膨大な量になるため、申告書類の別表指定をいただきたい。	前段：国税と地方税の確定申告書類をご提出ください。 後段：確定申告書類から「税務署の受付印又は電子申告の受信通知」、「別表1から16」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費明細表」、「製造原価報告書（未作成の場合、省略可）」、「株主資本等変動計算書」、「勘定科目内訳書」、「法人事業概況説明書」の提出を求めてまいります。
4	○			登記簿謄本について	入札参加資格審査に必要となる登記簿謄本について、「直近の」とありますが、これは提出日から3か月以内に発行されたものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○		1	2.入札参加資格審査書類	納税証明書その3の3は写しの提出でよろしかったでしょうか。	原本をご提出ください。
6	○			納税証明書について	「納税証明書その3の3」は原本を提出する理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照ください。
7	○		6	提案書	関心表明書の写し等を提案内容の確証として提案書に添付して提出することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、応募グループの企業名が特定されないよう留意してください。
8	○			提案書の附属資料について	提案書の根拠となる資料（関心表明書等）については、別紙として枚数制限に含まず提案書の該当様式の後ろ、もしくは提案書類の最後（様式K-1の後ろ）に添付してもよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
9	○			提案書の附属資料（関心表明書）について	関心表明書の提出が可能な場合、関心表明頂いた企業・団体等の名称は副本においても記載し、提出して構わないとの理解でよろしいでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
10	○			参加表明書提出時のグループ名について	念のための確認となりますが、参加表明書提出時はグループ名は無しとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加グループの任意のグループ名を記載してください。
11	○		6	提案書	入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せずとございますが、入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業以外の企業については、企業名を記載することは可能でしょうか。	可能です。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
12	○			提案書の記載について	提案書の副本について、構成企業、協力企業の企業名及びロゴマーク等は記載はしないこと、とありますが、構成企業及び協力企業ではなく、連携や一部の再委託を想定する先については名称その他記載することは妨げられないということによろしいでしょうか。	No.11の回答を参照ください。
13	○			P7.①入札書類審査に関する提出書類	A-1,2,5についてまとめて提出の記載がありますが、A-6についてもまとめて提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集及び作成要領を修正します。
14	○			提出ファイル	提案書(1.～5.)と提案書(7.～9.)は、ファイルを2冊に分けて提出する必要がありますでしょうか。	1冊として提出してください。
15	○			P7.②提案書	「各書類の右上所定の欄に、入札参加グループ名を記載すること」とありますが、全ての様式の全てのページの右上に入札参加グループ名を記載する認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	○			提案書副本の企業名の記載について	入札説明書等に関する説明会にて、様式集と異なったニュアンスのお話がありましたため、念のための確認となりますが、提案書副本へのコンソーシアム企業名の記載については、「代表企業」、「構成企業A」、「協力企業B」の様に任意で表記する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、各書類間での整合は図ってください。
17	○			提案書正本の企業名の記載について	提案書正本へのコンソーシアム企業名の記載については、提案書先頭に企業名対応表を添付し、「代表企業」、「構成企業A」、「協力企業B」の様に副本と同様とする記載でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
18	○			企業名の記載について	副本において匿名で記載するのは入札参加グループ企業名であり、それ以外の金融機関や協力団体等の名称は記載してよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照ください。
19	○			2)入札書類審査に関する提出書類 ②提案書	提案書の副本について、「企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること」との記載がありますが、正本についても副本と同様に匿名を使用し、企業名対応表を添付する形で作成してよろしいでしょうか。	No.17の回答を参照ください。
20	○			P8.④その他	提出するCD-RはDVD-Rでもよろしいでしょうか。また、データの容量によっては複数枚に亘り提出する理解でよろしいでしょうか。	前段：可とします。 後段：可とします。
21	○			2)入札書類審査に関する提出書類 ④その他	「提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること」と記載がありますが、内容によっては容量が非常に重くなることも考えられますので、DVD-Rでのご提出も許容いただきたくお願いいたします。	No.20の回答を参照ください。
22	○			提出書類と同じ内容を保存したCD-Rについて	CD-Rに保存するファイル形式について、様式に指定がないものは任意の形式(PDF形式など)で保存してよろしいでしょうか。	様式に指定がないものはPDF形式にて保存してください。
23	○			(1)作成上の留意点	提案書の印刷は、「提案書(1.～5.)」「提案書(7.～9.)」「提案書(6.)」それぞれ、片面か両面かのご指定はありますでしょうか。	全て片面印刷としてください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
24	○			2)入札書類審査に関する提出書類 ②提案書	「提案書(1.～5.)」と「提案書(7.～9.)」を、それぞれA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じとし、正本1部、副本8部、合計9部を提出すること。」と記載があります。これは、「提案書(1.～5.)」で1冊の製本、「提案書(7.～9.)」で1冊の製本、合計2冊(2分冊)の製本が必要ということでしょうか。 2分冊の場合、「提案書(7.～9.)」については、冊子の厚みが小さく背表紙に記載事項を表示するのが難しいと想定されます。 また、2分冊の場合、「基礎審査項目チェックシート」は、「提案書(7.～9.)」の最後に添付すればよろしいでしょうか。	前段:No.14の回答を参照ください。 後段:お見込みのとおりです。
25	○			書式等	提案書(1.～7.)について、上下左右の余白や、フォントサイズ、書式の指定はなく、「IV. 提出書類の作成要領」に記載がある以外は事業者の工夫により作成してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	○			(1)作成上の留意点	提案書に使用する文字(フォント)サイズの指定がありませんが、常識的な範囲で自由に考えてよろしいでしょうか。	No.25の回答を参照ください。
27	○	提案書 様式全般			提案書の様式の上下左右の余白サイズは特に定めがありません。様式集でも、様式によってサイズが異なっています。作成の際には、適宜応募者の判断で変えてよろしいでしょうか。	No.25の回答を参照ください。
28	○			(1)作成上の留意点	提案書の作成ソフトに関する指定、条件はありませんでしょうか。	Microsoft Excel形式で公表している様式を除き、任意のソフトでの作成可能です。
29		1-1他		各企業の記載方法について	各企業の商号又は名称及び所在地については「本店」に限らず、「支店」での記載も可能との理解でよろしいでしょうか。その他様式についても同様の理解でよろしいでしょうか。	令和3・4年度越谷市建設工事等資格入札参加者又は物品購入等札参加資格者名簿に支店名で登録されている場合に限り可能です。
30		1-1他		各企業の記載方法について	各企業の代表者名は「本店」の代表者のみならず、越谷市入札参加資格者名簿に登録されている代理人でも可能との理解でよろしいでしょうか。その他様式についても同様の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、代表企業にあたっては様式A-5をあわせてご提出ください。
31	○	2-5	2	参加資格要件に関する書類	維持管理業務の実施にあたり、必要な資格(許可、登録及び認定等)を有することを証する書類を添付、とありますが、「必要な資格」を具体的にお示しください。	一例として、消防法に基づいた点検を行う際には、消防設備士または、消防設備点検資格者などの資格が必須であるように、各業務を遂行するにあたっては、関係法令に基づいた資格者証等の添付を求めています。
32		2-5		履行を完了した実績書類の添付について	官公庁が発注した教育文化施設の維持管理業務について履行を完了した実績が複数件ありますが、実績を証する書類として、そのうちの1件を添付すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33		2-5		履行を完了した実績書類の添付について	注釈の「3. を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付」とありますが、写しは両面コピーでよろしかったでしょうか。	片面印刷としてしてください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
34		2-6		商号又は名称、所在地の記載について	本様式の商号又は名称、所在地の記載については担当者の所属する所在地(例:支店の名称、所在地)となりますでしょうか。	「商業又は名称」及び「所在地」は、令和3・4年度越谷市建設工事等資格入札参加者又は物品購入等参加資格者名簿に登録している参加企業の情報を記載ください。「担当者」は、実際に担当する者の実態に応じた所属等を記載ください。なお、担当者の所属等が「商業又は名称」に記載した組織と異なる場合は、「担当者」にその旨が分かるように記載ください。
35		A-2		商号又は名称、所在地の記載について	本様式の商号又は名称、所在地の記載については担当者の所属する所在地(例:支店の名称、所在地)となりますでしょうか。	No.34の回答を参照ください。
36		A-3		入札書の記載について	代理人による入札の場合においても、代表企業欄の記載は代表者の役職・氏名の記載及び捺印が必要となりますでしょうか。	必要です。
37		A-4		消費税及び地方消費税の額	3.消費税及び地方消費税の額に記載の金額は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価と維持管理業務のサービス対価、それぞれの総額に対して消費税率を乗じて計算した金額ではなく、各サービス対価の支払回ごとに消費税額を計算し、その合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきたく存じます。	お見込みのとおりです。
38		A-5		委任状の記載について	代理人欄の記載については、以下の認識で宜しいでしょうか。 ・「住所」:代理人が勤務する所在地 ・「氏名」:代理人の役職及び氏名 ・「印」:代理人の認印 また、様式A-3の代理人欄についても同じ記載方法で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39		I-1		調達割合	脚注「※4:調達割合は、資金需要額総額に対する割合を記載すること。」について 資金需要総額でなく、本様式I-1に示す各資金調達総額に対する割合としてもよろしいでしょうか。	可とします。様式I-1を訂正します。
40		I-1		(1)割賦金利について	脚注※2つ目にある基準金利の決定日の記載について誤りがあるようですので、修正案を公表いただきたくお願い致します。	ご指摘のとおりです。様式I-1を訂正します。
41		I-2		DSCR	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCIに資金が潤沢にあり取上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	金融機関が債務返済能力を合理的に認めるものであれば結構です。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
42		I-2		DSCR	DSCRの算定にあたり、劣後ローンによる調達等で内容的に資本金と同等にみなせるものについては計算に含めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43		I-2		市からの収入	市からの収入の「その他費用相当分」とは維持管理業務のサービス対価(その他費用)を指しているという理解でよろしいでしょうか。	「様式J-2 維持管理業務費見積書(年次計画表)」の「② その他費用(年次計画表)」に計上する金額を指します。
44		I-2		事業年度	SPC清算等の事業終了後に行われる資金収支計画を反映するため、令和22年度の列を追加してもよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.39の回答を参照ください。
45		I-2		消費税の考慮範囲	脚注「各年度は4月から翌年3月までとし、消費税及び物価変動を考慮しない金額を記載してください。」について消費税を考慮しないものは「損益計算書」、「借入金残高」、「【資本の部】(期末残高)」、「参考指標」、「市の支払う対価」でしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、その他、消費税分の記載が必要な部分については、事業者の提案によるものとします。ただし、税込み金額とはせず、税別金額と当該消費税を分けて記載してください。
46		J-1		④ その他諸経費	104行目「④ その他諸経費」は③ その他諸経費としてもよいでしょうか。	誤植のため、訂正します。
47		J-1		その他費用	95行目「その他費用」は蒲生学園第1期、蒲生学園第2期、川柳学園への割振りが必要になりますが、割振り方法は事業者の検討によりますでしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	お見込みのとおりです。
48		J-2		維持管理業務費 その他費用	本様式における費用は、費用の発生時期に応じた支出を記載するのではなく、全て平準化した金額を記載すればよろしいでしょうか。費用の発生時期に応じた支出を記載する場合、修繕業務については様式J-4記載の金額と年度ごとに整合性がとれていることが必要という理解でよろしいでしょうか。	様式J-2については、第1回(令和7年11月)から第3回(令和8年5月)の支払いを除き、各回(毎四半期)ごとの支払いが同額となるよう、平準化した金額を記載してください。第1回支払いは維持管理業務の業務期間が(仮称)蒲生学園の第1期建設工事の施設引渡し日から9月となっていること、第1回から第3回支払いには修繕業務費が含まれません。様式J-4については、応募者の提案による長期修繕(保全)計画に基づき、当該年度に実際に想定される支出を記載してください。なお、様式J-2「修繕業務」の小計列の合計値と様式J-4の合計値はそれぞれ28,000千円となることを確認ください。様式J-4の合計値に記載されている数値は誤植のため修正します。
49		J-2		想定される支出	脚注「・A3横書きで各年の想定される支出を記入してください。」は各年のSPCの費用計上の想定を記載する意味でしょうか。ご教示の程よろしくお願い致します。	No.48の回答を参照ください。
50		J-4		修繕業務	合計欄に45,250と記載がございますが、28,000の誤記でしょうか。	誤植のため修正します。
51		J-4		合計欄	合計欄に金額が入力されていますが、A-4別表②-1シ修繕業務費の合計額である28,000千円に修正する理解でよろしいでしょうか。	No.50の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	本文	様式番号	1	項目等	質問内容	回答
52		K-1		入札参加者確認欄の記載	「第3 建設・工事監理業務 (8)完成時業務 イ 本市の完成検査」の冒頭3つの項目のように、事業者が実現可能であることを判別することが適さない項目につきましても、確認したことを示すために「○」を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53		K-1		確認事項の提案書への記載について	提案書において実現可能であることが確認できる項目については、その内容が示されている様式番号を記載とありますが、実現可能であることが確認できる項目は必ずしも提案書に記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。(様式No欄が空白でも可でしょうか)	お見込みのとおりです。各項目の確認事項について、実現可能であることを確認の上、入札参加者確認欄に「○」を記載したうえで、それに該当する内容が提案書で示されている場合は様式番号(複数可)を様式No欄に記載してください。
54		K-1	1	様式No欄への記載	「提案書」において、実現可能であることが確認できる項目については、その内容が示されている様式番号(複数可)についても、様式No欄に記載してください。」とありますが、確認事項に記載されている内容のすべてを提案書に記載することは難しいですから、要求水準を順守する前提として、様式No欄が空欄でも減点評価にはならないと考えてよろしいでしょうか。 なお、次段に記載の「望ましい」「期待する」など実施の有無を提案に委ねられている場合は、明記または「-」にて回答するという理解でよろしいですか。	No.53の回答を参照ください。
55				添付資料	金融機関のタームシートや協力団体等の関心表明書を添付資料として付してよろしいでしょうか。	可とします。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1				前文における事業者の定義	当該箇所の記述においては、入札参加グループの代表企業、構成企業、協力企業を総称して「事業者」とされていますが、入札説明書P.11(第1・1・①)では、入札参加グループには協力企業は含まれない記述になっていると思料します。また、この点を含め、「事業者」の定義が契約書(案)等と同義であるかについて、用語の定義をお示しください。	基本協定書(案)での事業者は、入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業をいいます。仮事業契約書(案)での事業者は、本事業の実施を目的として設立された特別目的会社(SPC)をいいます。
2	○		1	1			「事業予定者」の意味	当該箇所及び以降条文において、契約書(案)やその他資料にない「事業予定者」という用語が用いられていますが、用語の定義をお示しください。	基本協定の締結時点では、本事業の実施を目的として設立された特別目的会社(SPC)が未設立のため、基本協定書(案)の中では、それを指して「事業予定者」としています。
3	○		2	3		(2)	代表企業及び構成企業の出資比率	「代表企業及び構成企業の出資比率の合計が出資額全体の50%を超えること」とされており、代表企業及び構成企業以外のSPCへの出資が出資額全体の50%未満を条件に認められる趣旨と思料しますが、その意図をご教示願います。また、どのような企業等の第三者出資を念頭に置かれた記述かについて併せてご教示ください。	「入札説明書に関する質問への回答」No.6の回答を参照ください。
4	○		3	6	5		事業契約が締結できなかった場合の対応	貴市の責めに帰すべき事由により事業契約を締結できなかった場合の記載がありません。事業者がコントロールできない事情により事業契約が締結できない場合の費用負担は貴市にてお願いできませんでしょうか。例えば、落札決定以降は事業者側にはSPC設立費等の契約手続きに関する費用が発生しております。	事業契約不調の場合の処理は基本協定書(案)第10条のとおりとします。
5	○		3	6	5	6	事業者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約が締結できなかった場合の違約金、損害賠償請求について	事業者の責めに帰すべき事由により、事業予定者と事業契約を締結できなかった場合、【A】市は事業者に対し違約金(6条5項)及び損害賠償請求(6条6項)を行うことができると規定されています。 他方、市と事業予定者との間で事業契約を締結できなかった場合のうち、市に責めに帰すべき事由がある場合について、事業者は、市に対し違約金や損害賠償の請求を行うことができるとする規定はありません。むしろ、基本協定書10条に基づき、市の責めに帰すべき事由により、市と事業予定者との間で事業契約を締結できなかった場合であっても、事業者は、損害賠償請求すらできないことになるものと思われます。 このような取り決めは、市が事業者に比べて極めて有利な内容であるとともに、不公平なものと考えます。 仮事業契約書(案)の前文においても、市と事業者は「各々対等な立場」であることが確認されており、その理念はPFI事業の趣旨とも合致する尊重すべきものと考えます。 上記の取り決めを、市と事業者を同様の内容(削除も含む。)にすることが妥当であると考えます。市の見解を示して	原案のとおりとします。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
6	○		4	7			誓約書	第7条条文の後段において「代表企業は、事業予定者の株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、誓約書を徴求して市に提出する」とありますが、当該記述は、入札説明書等に記載された事業者の責務を直接的に負う立場ではない第三者の出資者に対して、誓約書において必要な事項の誓約を求めるものと理解してよろしいでしょうか。	代表企業及び構成企業以外の者が出資する場合、その者は基本協定締結の当事者ではないため、別途、誓約書を提出いただくことを意図しています。
7	○		4	10			事業契約が不調の場合の処理について	市と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合、【原則】市及び事業者が本事業の準備に関してそれぞれに要した費用は各自が負担し、かつ、相互に債権債務が生じないとされ(10条)、【例外】事業者の責めに帰すべき事がある場合には、市は、事業者に対し、違約金や損害賠償の請求ができるとされております(第6条5項・6項)。上記の各規定からすると、市と事業予定者との間で事業契約を締結できなかった場合のうち、市に責めに帰すべき事由がある場合について、基本協定書10条が定める【原則】に基づき、事業者は、損害賠償請求すらできないことになっているものと思われます。このような取り決めは、市が事業者に比べて極めて有利な内容であるとともに、不公平なものと考えます。仮事業契約書(案)の前文においても、市と事業者は「各々対等な立場」であることが確認されており、その理念はPFI事業の趣旨とも合致する尊重すべきものと考えます。上記の取り決めを、市と事業者を同様の内容(削除も含む。)にすることが妥当であると考えます。市の見解を示して	原案のとおりとします。
8	○		6	12	2		談合その他不正行為	談合の排除措置命令を受けた場合、違約金20%となっておりますが、プロジェクトを担保として、資金調達する場合、金融機関から理論上のリスクに対応する為の当該違約金20%相当の担保を求められました。負担軽減措置を願いますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本条項が適応された場合に違約金を支払う責務が生じるのは、事業主体であるSPCではなく、基本協定の締結主体である代表企業、構成企業又は協力企業となります。
9	○		6	12	2		談合その他不正行為	談合が発覚した場合の違約金20%は過大です。一切談合していなくても金融機関から資金調達する際に、違約金20%に見合う担保が必要となります。負担が過大となりますので、削除、軽減をお願い致します。	No.8の回答を参照ください。
10	○		6	12	2		談合その他不正行為に係る損害の賠償	独占禁止法違反の違約金20%は過大であり、金融機関から資金調達する場合に理論上リスクに対応する必要があり、違約金20%相当の担保が必要となります。削除または、軽減の修正は可能でしょうか？	No.8の回答を参照ください。

越谷市立小中一貫校整備PFI事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
11	○		6	12	2		談合その他不正行為に係る損害の賠償	「事業契約書(案)に示す事業期間にかかわらず」とありますが、これは事業契約の有効期間終了後も事業者に対し、違約金の請求をかけることがあるということでしょうか。参画希望の企業(特に中小企業)にとっては大きなリスクになり、本事業への参加意欲を阻害する要因になるものと考えます。	基本協定書(案)第12条は、本事業の入札手続に関して、談合その他不正行為が発覚した際の賠償を定めたものです。その発覚が本事業の事業期間終了後であっても、本市は事業者に対して違約金を請求します。
12	○		6	12	2		談合その他不正行為に係る損害の賠償	構成企業等が違約金を支払った場合、SPCは事業契約第65条に基づく違約金の支払いを逃れるという理解でよろしいでしょうか。	「入札説明書等に関する個別対話への回答」No.16の回答を参照ください。
13	○		6	12	2		談合その他不正行為に係る損害の賠償について	談合等による排除措置命令を受けた場合の違約金20%は過大であり、金融機関から資金調達する場合に、理論上のリスクに対応する為に当該違約金20%相当の担保が必要となります。削除または軽減を願うことができますでしょうか？	No.8の回答を参照ください。